

文教児童委員会資料
令和2年2月19日
教育委員会事務局指導室

「板橋区小中一貫教育ガイドライン」の策定について

板橋区小中一貫教育については、平成30年4月に「平成29年度 小中一貫教育に関する検討会 検討報告書」として文教児童委員会に報告（以下前回報告という）を行った。

前回の報告を基に、令和2年度から開始する保幼小接続・小中一貫教育に向けて「板橋区小中一貫教育ガイドライン」を策定した。本ガイドラインに示された様々な取組を踏まえ、各学びのエリアで特色ある教育に取り組むことで、学びのエリアを核とした保幼小接続・小中一貫教育を実践する。

※次ページより「板橋区小中一貫教育ガイドライン」

板橋区小中一貫教育ガイドライン



令和2年1月
板橋区教育委員会指導室

目次

I	板橋区における小中一貫教育の目的	2
II	板橋区における小中一貫教育の目標	3
III	小中一貫教育のスケジュール	4
IV	小中一貫教育の6つのポイント	5
1	めざす子ども像、基本方針の設定	6
2	教育課程・指導体制の工夫・改善	8
	（1）教育課程の工夫	
	（2）指導体制の工夫・改善	9
3	学びのエリアにおける組織づくり	13
4	学びのエリアにおける教員の交流	14
5	学びのエリアにおける児童・生徒の交流	15
6	保護者・地域との連携(板橋区コミュニティ・スクール)	16
V	特別支援教育の充実	17
	参考資料	
	小中一貫教育「学びのエリア」一覧	18

学びのエリアを核とした保幼小接続・小中一貫教育 “教育の板橋” 実現へ

板橋区小中一貫教育にかける思い

板橋区では、学校教育の使命を、

- ◆ 子どもたちが安心・安全に過ごすことのできる居場所をつくること
- ◆ 子どもたちが自己実現を達成するための確かな学力の定着・向上を図ることと捉え、その手段の1つとして、小中一貫教育を推進する。

小学校と中学校の9年間の学びをつなげる小中一貫教育には、次のような教育効果が期待できる。

- 子どもたちが小学校から中学校へ進学する際、新しい環境での学習や生活に不適應を起こす、いわゆる「中1ギャップ」と呼ばれる現象への効果的な対応を行う。
- 小学校高学年段階における子どもの身体的発達の早期化が指摘されており、小学校高学年に対する指導体制を見直すことで、中学校段階へ円滑に接続することができる。
- 「学びの連続性」という視点を重視する。子どもたちは、小学校から中学校までの義務教育9年間の中で、社会の中で生き抜く力＝「生きる力」を獲得するために日々の学習を積み上げ成長していく。特に、新学習指導要領では、「生きて働く知識・技能の習得」「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成」「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性等の涵養」の3つの資質・能力の育成のために「主体的・対話的で深い学び」という授業の進め方を打ち出している。小学校と中学校の授業の進め方を、「板橋区授業スタンダード」に沿ったものとし、子どもたちの学びへの違和感を少なくし、確かな学力の定着・向上につなげる。

I 板橋区における小中一貫教育の目的

- 小・中学校の教職員が22の学びのエリア毎に義務教育修了時のめざす子ども像を共有し、義務教育9年間を通じた教育課程を編成し、系統性・連続性に配慮した特色ある教育活動に取り組む。
- 小学校と中学校が共に義務教育の一環を形成する学校として、互いに理解・協力し、責任を共有して教育効果を高める。
- 板橋区コミュニティ・スクール委員会を設置した小・中学校が連携・協働することにより、各学校を支える地域教育力を一層高め、魅力ある学校づくりを進める。

II 板橋区における小中一貫教育の目標

板橋区の喫緊の教育課題である、「学力の定着・向上」「健全育成」「社会性の向上」の解決を図るために、小中一貫教育を推進していく。

○ 学力の定着・向上

平成31年度に実施された「全国学力・学習状況調査」の結果では、板橋区の児童・生徒の正答率は、昨年度から引き続き全国平均値と同レベルであった。今後は小学校と中学校の授業の進め方等のギャップを解消し、「板橋区授業スタンダード」を基に「読み解く力の育成」の視点を取り入れた授業革新を進め、新学習指導要領に示されている三つの柱で整理された資質・能力（「生きて働く知識・技能の習得」・「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成」・「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性等の涵養」）を育成する。

○ 自己肯定感の高揚

小・中学校で実践される学習活動や学校行事、部活動などこれまでの教育活動に加えて、小中一貫教育による「児童・生徒の交流活動」や「小・中学校相互の乗り入れ指導」など児童・生徒が活躍できる場を充実したり新たな機会を設けたりしながら、児童・生徒の自己肯定感を高めていく。

○ 健全育成

板橋区の不登校の出現率は、依然として東京都の平均値より高く、喫緊の教育課題である。学びのエリアにおける特色ある教育活動の工夫・改善を図りながら、魅力ある学校づくりを一層進め、児童・生徒の自主性や主体性を引き出すなど健やかな成長を図る。

○ 社会性の向上

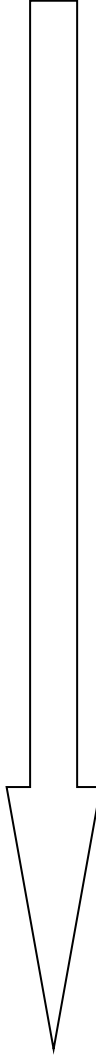
地域コミュニティの衰退、世帯当たりの子どもの数の減少など様々な背景の中で、家庭や地域における子どもの社会性を育成する機能が弱まっている。そこで、小・中学校や小・小学校の連携など異学年交流を活発化させるとともに、板橋区コミュニティ・スクールの仕組みを通じて、より多くの多様な大人が児童・生徒に関わる機会を工夫し、地域の教育力を積極的に学校に取り入れる。

○ 「観」（学校観・子ども観・指導観・授業観）の見直し・共有

小中一貫教育を進めるうえで最も重要なことは、小学校と中学校の独自性と連続性を踏まえ、小・中学校の教員が互いの理解を深めることである。児童・生徒の学びや成長を「小学校6年間」「中学校3年間」という意識ではなく、義務教育9年間で育むという意識をもち、小・中学校それぞれの教員が9年間を見通した教育課程を編成し、系統的な教育をめざすために、学校段階でどうするべきか、話し合う土壌を築く。

Ⅲ 小中一貫教育のスケジュール

○：学校 ●：教育委員会

	月	実施する内容	令和3年度末までに実施する内容
令和元年度	3月	<ul style="list-style-type: none"> ○学びのエリアにおける基本方針の設定 ○令和2年度教育課程の編成 ○新学習指導要領に基づいた年間指導計画（単元配列表）の作成 ●板橋のiカリキュラム（郷土愛の育成）の年間計画の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校の教育目標の見直し ○「学びのエリア」の名称の再検討 ○小学校教育会と中学校教育研究会との合同研究の実施 
令和2年度	4月	<ul style="list-style-type: none"> ○小中一貫教育スタート ・学びの連続性を意識した9年間の年間指導計画（単元配列表）に基づいた授業の実施 ・板橋のiカリキュラムの授業実践 ・小学校高学年での一部教科担任制（交換授業を含む） ・中学校での学年呼称変更（エリアの7年生・8年生・9年生） ・学びのエリアの校長を統括する「エリア長」の決定 ・小中一貫教育コーディネーターの任命 ●コミュニティ・スクール委員会の全校設置 	
	8月	<ul style="list-style-type: none"> ●令和3年度使用中学校教科用図書採択 ○年間指導計画及び評価計画の作成開始（中学校） 	
	3月	<ul style="list-style-type: none"> ●板橋のiカリキュラム（郷土愛の育成）の指導計画の作成 	
令和3年度	4月	<ul style="list-style-type: none"> ●板橋のiカリキュラム（読み解く力の育成）の指導計画の作成 ●本ガイドラインの見直し ○学びのエリアにおけるめざす子ども像、基本方針の見直し 	
令和4年度	4月	<ul style="list-style-type: none"> ○小中一貫教育の完全実施 ・学校名の変更（○○エリアを付ける） ・板橋のiカリキュラムの完全実施 ・各学校における教育目標の確定 	

Ⅳ 小中一貫教育の6つのポイント

1 めざす子ども像、基本方針の設定	<p>学びのエリアにおけるめざす子ども像、基本方針の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学びのエリアごとに9年間を通してめざす子ども像の設定 ○学びのエリアごとにめざす子ども像を実現するための基本方針の設定
2 教育課程・指導体制の工夫・改善	<p>9年間の系統性・連続性に配慮した教育課程の編成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○板橋のiカリキュラム（読み解く力の育成・環境教育・キャリア教育・郷土愛の育成）の実施 ○学びの連続性を意識した9年間の年間指導計画（単元配列表）の作成 ○板橋区授業スタンダードの徹底 ○小学校高学年での一部教科担任制（交換授業を含む）の導入 ○小・中学校相互の乗り入れ指導の推進
3 組織づくり	<p>学びのエリアにおける小中一貫教育の組織づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中学校での学年呼称変更（エリアの7年生・8年生・9年生） ○学びのエリアの校長を統括する「エリア長」の決定 ○小中一貫教育コーディネーターの指名
4 教員の交流	<p>学びのエリアにおける教員の交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ○年間3回以上の学びのエリア研修の開催 ○学びのエリアでの研究校の指定 ○小学校教育会と中学校教育研究会との合同開催
5 児童・生徒の交流	<p>学びのエリアにおける児童・生徒の交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小学生の中学校体験入学（授業体験・部活動体験）の実施 ○小・中学校合同や小・小学校合同での行事（文化的行事・体育的行事等）の実施
6 保護者や地域との連携	<p>保護者や地域との連携（板橋区コミュニティ・スクール）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小・中学校合同でのPTA・地域行事の実施 ○小・中学校合同でのコミュニティ・スクール委員会の推進 ○「身近な教育委員会」での周知・熟議

1 めざす子ども像、基本方針の設定

(1) 9年間でめざす子ども像の設定

「板橋区教育ビジョン2025」においては、「めざす人間像」「未来を担う人に必要とされる資質・能力」を、以下のように示している。

めざす人間像

- 心身ともに健康で豊かな感性をもち、思いやりのある人 (A)
- 自分の意見をもち、伝え、他人の意見も聴く姿勢をもつ人 (B)
- 規範意識を身に付け、自ら考え、判断し、行動することのできる自立した人 (C)
- 基礎学力の習得とその活用により、ものごとの本質を考えられる人 (D)
- ものごとに協働して取り組み、果敢に挑戦する人 (E)

未来を担う人に必要とされる資質・能力

- 主体的に課題を発見し、解決に導く力
- 協働して課題解決に取り組む力
- 失敗を恐れずチャレンジする力

自尊感情・自己肯定感
郷土“板橋”を愛する心

将来、「めざす人間像」「未来を担う人に必要とされる資質・能力」を備えた成人に成長するための通過点として、中学校卒業時の子どもの姿をイメージした。

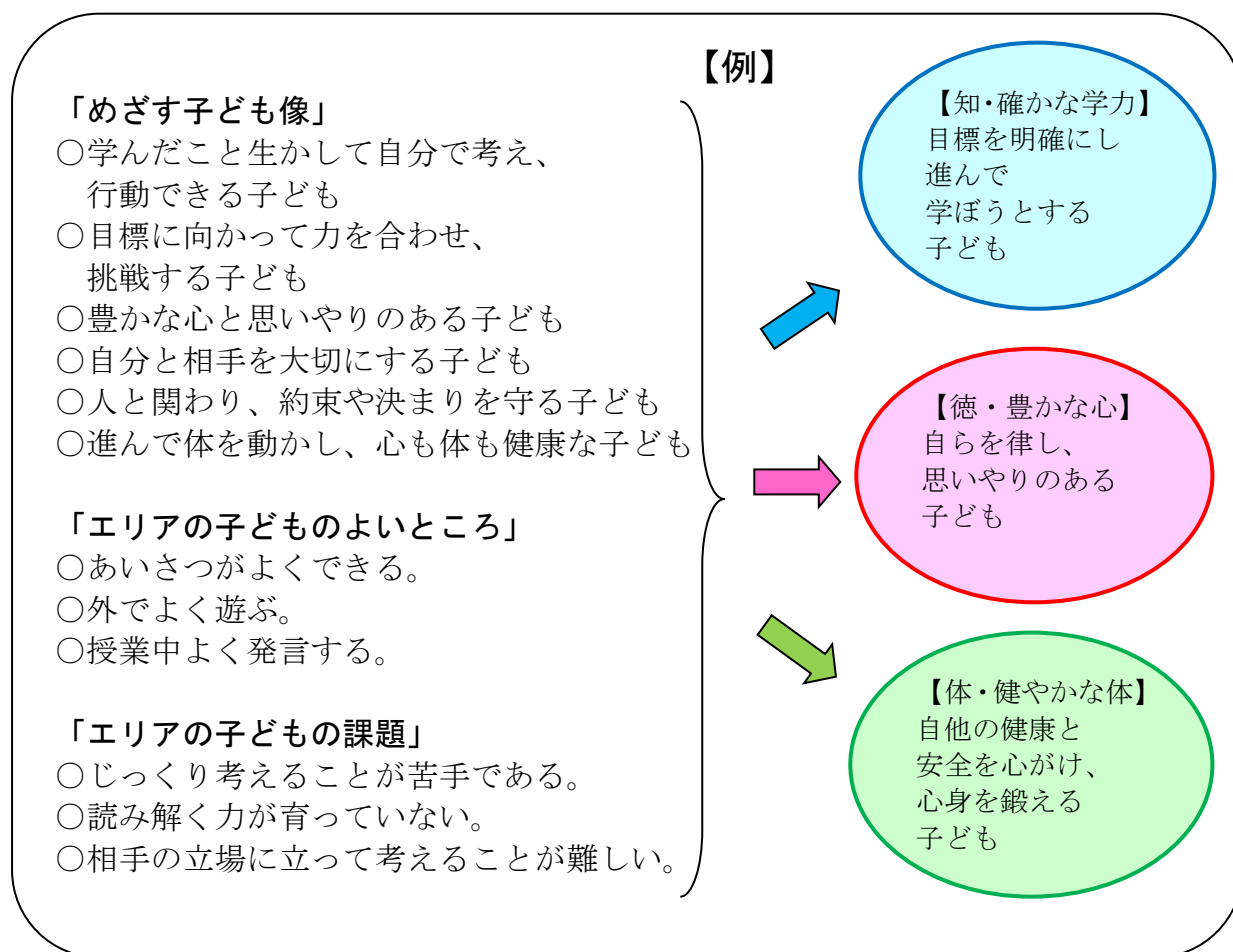
以下に示すのは、「義務教育9年間を通してめざす子ども像」の【例】である。(A)から(E)の記号は、それぞれ「めざす人間像」と「義務教育9年間を通してめざす子ども像」で対応している。

義務教育9年間を通してめざす子ども像 (例)

- 学んだこと生かして自分で考え、行動できる子ども (C) (D)
- 目標に向かって力を合わせ、挑戦する子ども (E)
- 豊かな心と思いやりのある子ども (A)
- 自分と相手を大切に作る子ども (B)
- 人と関わり、約束や決まりを守る子ども (C)
- 進んで体を動かし、心も体も健康な子ども (A)

学びのエリアでめざす子ども像を見直す際には、上記の「めざす子ども像」を踏まえるとともに、新学習指導要領(平成29年度告示)で示されている「生きる力」を児童・生徒に確実に育むために、「知」(確かな学力)「徳」(豊かな心)「体」(健やかな体)の3点から整理し、具現化を図っていく。

また、めざす子ども像を設定していく過程において、エリア内の校長や教職員、さらには保護者や地域の方々も含めて熟議の場をもつことは、教職員の小中一貫教育を推進していく意識の高まりにつながる。また、児童・生徒、保護者、地域の方々にも、分かりやすく、親しみがもてるよう平易な表現に留意する。



(2) 基本方針の設定

学びのエリアにおいては、めざす子ども像の設定とともに、めざす子ども像の具現化を図るための基本方針を設定し、学びのエリア内の小・中学校の教職員や保護者、地域の方々とも共有を図っていく。

また、その際には、学びのエリアの子どもたちのよさや、改善すべき課題等、学校や児童・生徒、地域の実態や特色を踏まえるとともに、各学校の教育目標や経営方針等に考慮しながら設定する。基本方針を設定するための熟議を通して、小中一貫教育の6つのポイントを踏まえ、各エリアにおいて重点化すべき教科等や内容、観点、また、エリアで共通して行う一貫した指導、それを実現するための道筋などを明らかにしていく。

2 教育課程・指導体制の工夫・改善

(1) 教育課程の工夫

小中一貫教育カリキュラムに基づき、義務教育の9年間を通して、系統性・連続性のある教育を行い、これからの社会で活躍できる力を育成する。

小中一貫教育カリキュラム

「単元配列表」	学校が、学習指導要領に基づき、学びのエリアの実態に応じて、学年や教科等ごとに、9年間を見通して単元を配置し、主な学習内容等を一覧にまとめた表のこと。
「板橋のiカリキュラム」	板橋区教育委員会が作成する板橋区独自のカリキュラムのこと。現在、「環境教育」「キャリア教育」が完成している。今後、「読み解く力の育成」「郷土愛の育成」を作成する。

9年間の学びの系統性と連続性を明確にし、各教科・領域等の学力を「資質・能力の三つの柱」（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力・人間性等」）で整理し、各教科・領域等の特質に応じた「見方・考え方」を明確にするとともに、「板橋区授業スタンダード」に基づいた「主体的・対話的で深い学び」の実現を図る。

① 単元配列表の作成・活用

各学校が、児童・生徒の実態や地域の特性を踏まえ、学びの連続性・継続性を踏まえた9年間の指導計画を作成し、エリア内の全教員がこれを活用した授業を実践する。

- 全教員が単元配列表に基づき、総合的な学習の時間を中心とした教科等横断的な指導や、学びの系統性と連続性を意識した指導を実践する。
- 児童・生徒の9年間の発達段階や教科等の特性を踏まえて、児童・生徒に身に付けさせたい資質・能力を明確にし、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導の工夫・改善を図る。
- 小・中学校の学校間接続期の指導に関しては、学習内容や生活指導における重点項目を設ける等、学びのエリアでの指導の統一を図り、小学校から中学校への児童・生徒の学習や生活が効果的かつ円滑に移行できるように留意する。

② 板橋のiカリキュラムの編成

ア 環境教育

E S D（持続可能な開発のための教育）の考え方を重視した「板橋区保幼小中一貫環境教育カリキュラム」に基づき、環境教育テキスト「未来へ1・2・3」を活用し、「FEEL（関わる・知る・感じる）、THINK（主体的に問題解決をする）、ACT（これまで身に付けた力を活用し、行動に移す）」という3つの段階を踏まえた環境教育を行う。

また、小・中学校が連携して環境教育を充実させることで、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた具体的な取組を行っていく。このような取組を通して、児童・生徒の「環境についての感受性、共生や思いやりの心」、「環境に対する見方・考え方」、「環境に働きかける実践力」を育成する。

イ キャリア教育

アントレプレナーシップ教育を視野に入れ、学校と企業や商店街等との連携を図り、組織的にカリキュラム・マネジメントを行う。総合的な学習の時間の年間指導計画に位置付けた体験活動（職業体験や起業家体験等）や、キャリア教育テキスト「自分づくりの旅へ」、キャリアパスポートを活用した、授業実践を行っていく。このような取組を通して、児童・生徒が働くことの意義や自己の将来について意識し、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しつつ、社会的・職業的自立に向けて必要となる資質・能力を育成する。

ウ 読み解く力の育成

読みのつまずきに関するアセスメントとそれに対応した指導用教材を使用し、アセスメントの結果を基に、児童の読みの力の状況に応じた指導を行う。また、小学校第6学年及び中学校第1～3学年を対象とした「基礎的な読む力」を測るテストの結果に基づき、読み解く力の6つの視点を踏まえた授業展開を各教科等で実践する。このような取組を通して、児童・生徒にすべての学習の基盤となる基礎的な読み解く力を育成する。

エ 郷土愛の育成

郷土“板橋”を意識するためには、児童・生徒が地域と自分との関わりを理解し、身近に感じる必要がある。地域の自然や文化、伝統等に接する機会を拡大して、地域の人々と交流を深め、児童・生徒に地域との関わりを通して、自分の成長を実感できる教育を進める。そのために、社会科、生活科・総合的な学習の時間、道徳科を中心として教科等横断的に「郷土や地域に関する教育」の年間指導計画を作成し、地域を学び、地域と連携した教育活動を実践していく。このような取組を通して、培われた郷土愛が、郷土をよりよくしていくための原動力となり、生涯を通して地域の課題に能動的・協働的に関わっていく資質・能力を育成する。

(2) 指導体制の工夫・改善

① 板橋区授業スタンダードの徹底

すべての児童・生徒に学習の基盤となる資質・能力や現代的な教育課題に対応する力等を身に付けるためには、「わかる・できる・楽しい授業」づくりが重要である。板橋区では、平成27年度に全区立小・中学校で授業規律を整え、共通した指導の視点で授業が展開されるように「板橋区授業スタンダード」を策定した。今後も全区立学校、全教員が「板橋区授業スタンダード」を基盤とした授業革新に取り組み、「主体的・対話的で深い学び」の実現をめざす。

② 小・中学校で一貫した「学びのエリアの約束・ルール」の推進

学びのエリアにおける生活指導・学習規律や家庭学習の方法等「学びのエリアの約束・ルール」づくりを推進する。ノート指導や発表方法、協働学習の進め方等についても、共通理解を図る。設定に当たっては、児童・生徒の実態や学びのエリアの実情を踏まえて、保護者・地域との熟議を通して設定することが望ましい。

③ 小学校高学年における一部教科担任制

導入のメリット

- 多面的な児童理解に基づいて、組織的・協力的な指導の充実が図れる。
- 教員の専門性を活かしやすく、指導方法の工夫・改善が図れる。
- 教材準備をする教科が減ることにより、担当教科の教材研究の時間が確保できる。
- 実施した教科において、学年で一律した評価を適正に行うことができる。
- 教科担任制である中学校への円滑な接続が図れるなど、学びの連続性を確保できる。

ア 一部教科担任制の種類

実施学年

第5・6学年、第6学年、第3～6学年、第4～6学年での実施が考えられる。

実施時期

通年、学期限定、単元内での実施が考えられる。

(例)

【完全教科担任制】

年間を通して、中学校と同様に教科担任を決め、実施する

【特定教科における専科教員の単独指導】

外国語科、理科専科教員配置等による指導

【一部教科担任制】

1 単元程度、学級担任間で、一部の教科等の授業交換を実施する

各学期、学級担任間で、一部の教科等の授業交換を実施する

- ・理科（年間105時間）⇔ 社会（年間105時間）
- ・体育（年間90時間）⇔ 英語（年間70時間）
- ・理科（年間105時間）⇔ 社会（年間105時間）⇔ 体育（年間90時間）

学年4学級の場合、

2学級ずつに分けて、一部教科担任制を実施する

単学級の場合

第5・6学年で一部教科担任制を実施する

イ 一部教科担任制を実施する上での留意点

- 学校規模や教員の経験年数・構成に応じた教科選択をする。
教員数や教員の得意教科に配慮し、担当教科を決める。
- 計画的・弾力的な時間割編成を行う。
週の指導計画を職員室に掲示する等、全校的な協働体制を整備する。
行事や特別教室の使用等は全校的な理解を得ながら時間割変更をする。
- 教科担任制の保護者・地域への周知・理解を図る。

【例1】第6学年2学級での一部教科担任制の授業

6年1組 (A教員)					
	月	火	水	木	金
1	算	算	算	算	算
2	国	国	国	国	国
3	外	道	図	社	社
4	学	音	図	理	社
5	家	外	体	体	理
6	家	総	△	総	理

6年2組 (B教員)					
	月	火	水	木	金
1	算	算	算	算	算
2	国	国	国	国	国
3	音	道	家	理	理
4	学	外	家	社	理
5	図	体	体	外	社
6	図	総	△	総	社

担任 A教員 ⇒ 理科 (3時間×2学級)
担任 B教員 ⇒ 社会 (3時間×2学級)

A教員					
	月	火	水	木	金
1	1組	1組	1組	1組	1組
2	1組	1組	1組	1組	1組
3	1組	1組	1組	2組	2組
4	1組	1組	1組	1組	2組
5	1組	1組	1組	1組	1組
6	1組	1組	△	1組	1組

B教員					
	月	火	水	木	金
1	2組	2組	2組	2組	2組
2	2組	2組	2組	2組	2組
3	2組	2組	2組	1組	1組
4	2組	2組	2組	2組	1組
5	2組	2組	2組	2組	2組
6	2組	2組	△	2組	2組

※図工、音楽、家庭科、体育は年間で調整の必要があります。

【例2】第6学年3学級での一部教科担任制の授業

6年1組 (A教員)					
	月	火	水	木	金
1	算	算	算	算	算
2	国	国	国	国	国
3	理	家	学	社	社
4	理	体	総	理	体
5	体	外	音	図	外
6	社	総		図	道

6年2組 (B教員)					
	月	火	水	木	金
1	算	算	算	算	算
2	国	国	国	国	国
3	総	総	家	理	理
4	外	社	音	体	理
5	社	図	体	社	外
6	体	図		学	道

6年3組 (C教員)					
	月	火	水	木	金
1	算	算	算	算	算
2	国	国	国	国	国
3	家	音	図	体	外
4	体	理	図	社	社
5	理	外	社	総	総
6	理	体		学	道

担任 A教員 ⇒ 理科 (3時間×3学級)
 担任 B教員 ⇒ 社会 (3時間×3学級)
 担任 C教員 ⇒ 体育 (3時間×3学級)

A教員					
	月	火	水	木	金
1	1組	1組	1組	1組	1組
2	1組	1組	1組	1組	1組
3	1組	1組	1組	2組	2組
4	1組	3組	1組	1組	2組
5	3組	1組	1組	1組	1組
6	3組	1組		1組	1組

B教員					
	月	火	水	木	金
1	2組	2組	2組	2組	2組
2	2組	2組	2組	2組	2組
3	2組	2組	2組	1組	1組
4	2組	2組	2組	3組	3組
5	2組	2組	3組	2組	2組
6	1組	2組		2組	2組

C教員					
	月	火	水	木	金
1	3組	3組	3組	3組	3組
2	3組	3組	3組	3組	3組
3	3組	3組	3組	3組	3組
4	3組	1組	3組	2組	1組
5	1組	3組	2組	3組	3組
6	2組	3組		3組	3組

※図工、音楽、家庭科、体育は年間で調整の必要があります。

④ 小・中学校相互の乗り入れ指導の推進

「学びのエリア」内の管理職を含むすべての小・中学校の教員に兼務発令を行い、学びのエリアの教員としての意識を高め、学びのエリアの教育活動をより一体感のあるものとしていく。

- 兼務発令を行うことにより、中学校教員が小学校で担当教科や総合的な学習の時間（担当教科に関する事項）の指導を行う。
- 中学校では、全体の指導評価を行う免許状所有者の監督の下、小学校教員がT2として、指導に携わる。
- 小学校教員が生徒に、中学校教員が児童に、補習教室や特別講座（発展的学習）を行う。
- 小学校第6学年の児童が、中学校の教室等において、中学校の教員から授業を受ける。

※乗り入れ指導については、学びのエリアや各学校の実態に応じて、可能な範囲から取り組んでいく。

3 学びのエリアにおける組織づくり

(1) 中学校での学年呼称の変更（エリアの7年生・8年生・9年生）

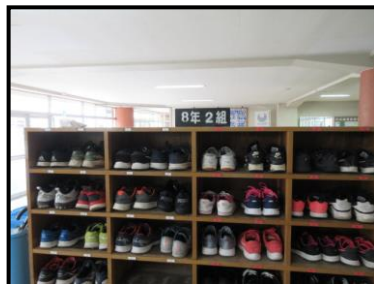
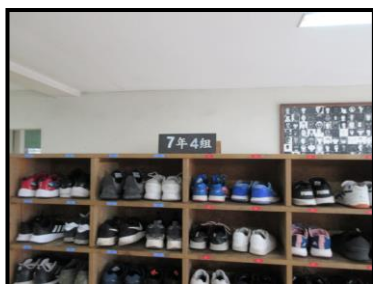
児童が小学校から中学校への進学に際し、新しい環境での学習や生活に不適應を起こす、いわゆる「中1ギャップ」と呼ばれる現象を解決するためには、児童・生徒の心身の変化を考慮した見通しのもてる環境の整備が必要である。

そこで、板橋区の児童・生徒が小学校と中学校とのつながりを意識できるようにするとともに、小・中学校の教員が義務教育9年間の「学びの連続性」を意識した指導ができるように、中学校の学年の呼称を「エリアの7年生、8年生、9年生」と変更する。

(教室表示)



(下駄箱表示)



(2) エリア長・副エリア長

- 学びのエリアの校長が相談し、エリア長、副エリア長を決定する。
- エリア長、副エリア長が中心となり、学びのエリアを運営する。エリア長は、学びのエリアにおける各学校の教育活動の調整及び推進に努める。副エリア長は、エリア長を補佐する。

(3) 小中一貫教育コーディネーター

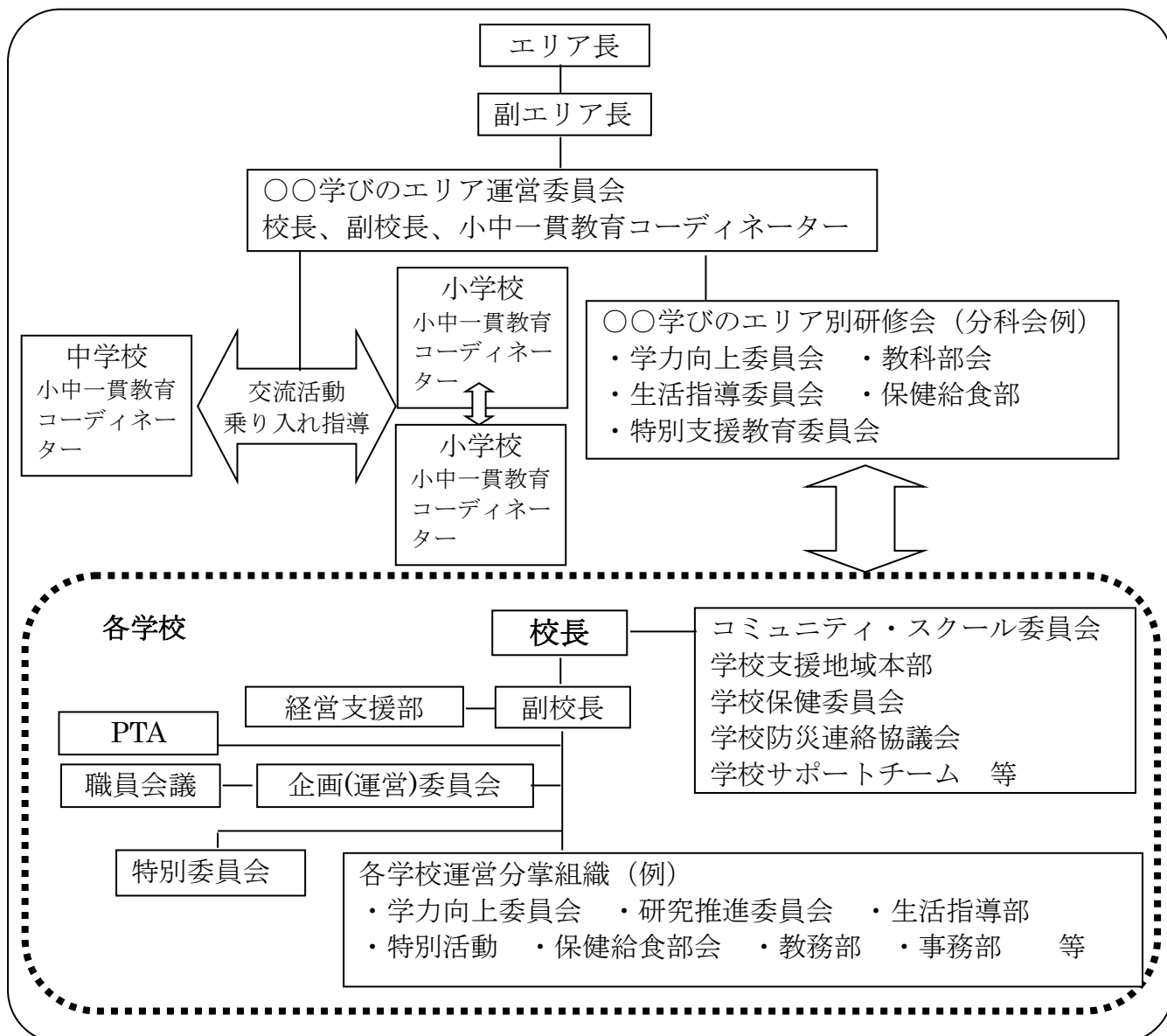
各校の主幹教諭・主任教諭等の中から、校長が小中一貫教育コーディネーターを1名指名する。コーディネーターの役割は、以下のようなことが考えられる。

- 小学校と中学校の間の連絡・調整
- 小・中学校合同の研修会の企画・運営
- 児童・生徒の異学年交流や教員の乗り入れ指導の調整
- 小中一貫教育についての保護者や地域への情報発信

(4) 学びのエリアの運営委員会

- 校長、副校長、小中一貫教育コーディネーターを構成員として、エリア全体の運営委員会を組織する。
- 定期的に運営委員会を開催し、学びのエリアの運営を確認し、各学校の学校運営や実践に生かしていく。

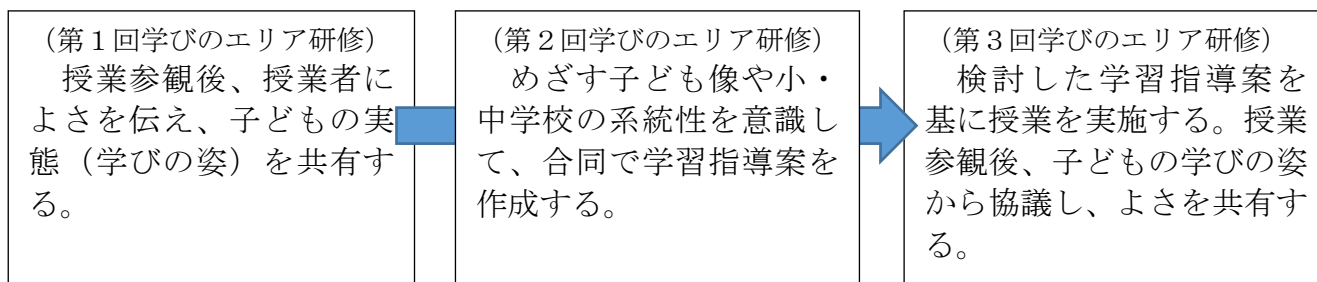
学びのエリア運営組織図（例）



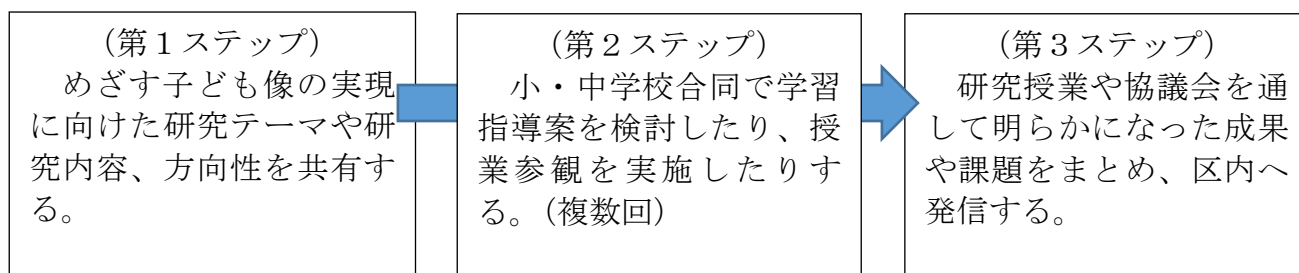
4 学びのエリアにおける教員の交流

小中一貫教育を推進するためには、学びのエリア内の教員の連携・協働を深めることが重要である。そのためには、小学校と中学校の違いや、小中一貫教育の意義や目的を共通理解し、学びのエリアにおける課題やめざす子ども像等を共有し、小学校教員は中学校の教育に対して、中学校教員は小学校の教育に対して互いに理解を深めるようにする。

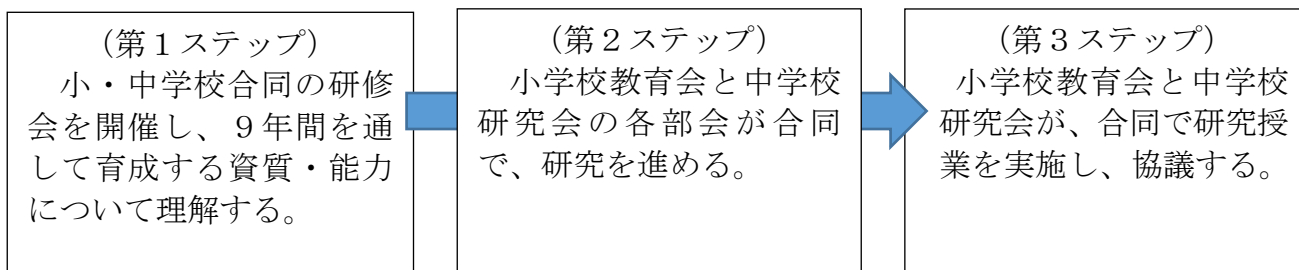
(1) 学びのエリア研修をより充実させる。【互いのよさをつなぐ】



- (2) 研究指定校を学びのエリアで指定し、板橋区の教育課題の解決に資する研究に取り組み、成果を広く発信する。【研究テーマを共有する】



- (3) 小学校教育会と中学校研究会との合同研究を推進する。【共通理解を図る】



- (4) 学びのエリアにおけるスクールカウンセラーの配置(教育委員会)

スクールカウンセラーを学びのエリア単位で配置することで、エリア内の児童・生徒や保護者への的確な支援が継続的に行える体制を整え、エリア内で情報を共有し、小・中学校の9年間を通した切れ目のない支援を行えるよう検討していく。

5 学びのエリアにおける児童・生徒の交流

- (1) 小・小学校の交流活動の充実

中学校入学前から学びのエリアの仲間であることを意識できるような教育活動を推進するとともに、特定の学年に偏らない工夫を行う。

(例)

- 移動教室の合同実施 ○文化的行事を通じた交流
- クラブ活動や委員会活動の交流

- (2) 小・中学校の交流活動の充実

小学生は中学校生活に見通しや憧れの気持ちを持ち、中学生は自己肯定感を高められるような交流活動の工夫を行う。

(例)

- 中学校体験授業 ○部活動体験 ○合同部活動 ○代表委員会、生徒会交流
 - 合同あいさつ運動 ○合同行事(エリア祭り) ○学びのエリアポスター
 - ゆるキャラ作成 ○平和の旅や海外派遣の出前報告会
 - 展覧会や文化祭での作品交流 ○部活動(吹奏楽や演劇等)派遣
 - リトルティーチャー ○あいキッズボランティア
 - 合同防災訓練 ○合同地域清掃 ○英語検定・漢字検定合同実施
 - 特別支援学級児童・生徒の交流
- など

6 保護者・地域との連携（板橋区コミュニティ・スクール）

学びのエリアにおけるめざす子ども像と基本方針を、保護者やコミュニティ・スクール委員会でも話題として取り上げるとともに、学校だよりや学校ホームページ等で分かりやすく保護者・地域へ周知する。

- 小・中学校合同でのPTA・地域行事の実施
これまでの地域行事やPTA行事等を学びのエリアで共有し、小・中学校合同や小・小学校合同で実施できる行事を検討していく。
- 小・中学校合同でのコミュニティ・スクール委員会の実施
学びのエリアにおける合同のコミュニティ・スクール委員会の開催を学校の実態に応じて検討する。



(学びのエリアで作成した横断幕)

V 特別支援教育の充実

(1) 基本的な考え方

板橋区では、特別支援学級やSTEP UP 教室（特別支援教室）、通級による指導を受けている児童・生徒は、年々増加している。すべての学校が、障がいのある児童・生徒の多様な教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行っていく必要がある。小中一貫教育は、児童の障がいの状況や特性、小学校での支援・指導の内容についての情報が中学校に引き継がれやすいことから、切れ目のない、継続性のある指導・支援を行うことができる。

現在、児童や保護者にとっては、小学校から中学校に進学する場合、中学校との関係を一から作り直さなければならず、負担となっている。小中一貫教育では、小・中学校で情報が共有しやすく、保護者と学校が継続的に関係を築きやすいというメリットがある。

このように、小中一貫教育は、インクルーシブ教育や特別支援教育を着実に進めていくうえでも大変有効である。

(2) 具体的な取組

【学校生活支援シート（個別の教育支援計画）・個別の指導計画】

小中一貫教育においては、9年間という長期的な視点で計画を立てることが可能であり、小・中学校間の情報の共有が円滑に行いやすい。そのためには、「学校生活支援シート」及び「個別の指導計画」を統一した書式にし、情報共有を密に行う。

【STEP UP 教室及び通級による指導】

小中一貫教育においては、小・中学校双方の特別支援教室及び通級指導学級の担当が、共に校内委員会やケース会議に参加する等、連携する仕組みを整える。

【特別支援学級】

- 小中一貫教育においては、義務教育9年間を通して交流及び共同学習が可能となる。時間や場所を共有する学習活動や学校行事など様々な取組を通して、一人一人の児童・生徒の多様性を尊重し、豊かな人間性を確実に育むことができる。
- 小・中学校が合同で特別支援教育に取り組むことによって、児童・生徒の障がいの程度や発達の段階に応じた指導・支援を双方の教員が理解し、指導力の向上を図る。

【例】

- 「学校生活支援シート」及び「個別の指導計画」を区内で統一したり、通常の学級における気になる児童・生徒のチェックリストを小・中学校の教員が合同で作成したりすることで、児童・生徒の見取りをより確かなものとし、特別支援教育の充実を図る。
- 合同で研修や授業研究会を実施したり、障がいのある児童・生徒への状況について協議したりして、継続的な指導・支援を行う。
- 小学校と中学校の特別支援教育コーディネーターが情報交換を行い、それぞれの学校段階で求められている指導内容や指導方法に連続性や継続性をもたせる。

小中一貫教育「学びのエリア」一覧

(令和元年12月現在)

No.	学びのエリア	幼稚園・小学校・中学校
1	板一中 小中一貫学びのエリア	板橋一中・板橋二小・板橋六小・板橋七小・
2	夢がつながる 学びのエリア	板橋二中・板橋五小・板十小
3	小中一貫 板三エリア	板橋三中・板橋一小・板橋八小・中根橋小
4	板四小と板五中 心ゆたかな学びのエリア	板橋五中・板橋四小・天津わかしお学校
5	白梅 学びのエリア	加賀中・金沢小・加賀小
6	しみず 学びのエリア	志村一中・志村一小・志村三小・富士見台小
7	小豆沢 学びのエリア	志村二中・志村二小・志村四小
8	蓮根小中一貫 学びのエリア	志村三中・志村六小・蓮根小・蓮根二小
9	FLC学びのエリア (四つ葉のクローバー、 fight・learn・clean)	志村四中・北前野小・緑小・志村小・志村坂下小
10	志村五中・舟渡小 響き合う学びのエリア	志村五中・舟渡小
11	西台 学びのエリア	西台中・志村五小・高島六小
12	さくら草 学びのエリア	中台中・中台小・若木小
13	せせらぎ 学びのエリア	上板橋一中・常盤台小・弥生小・上板橋小
14	大きく向上 学びのエリア	上板橋二中・上板橋二小・大谷口小・向原小
15	M34(♂)学びのエリア (M:前野小 3:上板三中4: 上板橋四小)	上板橋三中・前野小・上板橋四小・
16	桜川 学びのエリア	桜川中・桜川小
17	健やかに育つ 学びのエリア	赤塚一中・北野小・徳丸小
18	賢くなります 学びのエリア	赤塚二中・成増ヶ丘小・成増小
19	赤塚っ子学びのエリア (あたたかく、かしこく、つよく、 かっぽつな こどもが育つ)	赤塚三中・赤塚小・下赤塚小・赤塚新町小・紅梅小
20	高島第一中学校 学びのエリア	高島一中・高島一小・新河岸小・新河岸幼稚園
21	高島なかよし通り 学びのエリア	高島二中・高島二小・高島幼稚園
22	みどりの学びのエリア	高島三中・三園小・高島三小・高島五小

板橋区小中一貫教育ガイドライン（概要）

令和2年1月 板橋区教育委員会事務局指導室

小中一貫教育って、なあに？

板橋区では、学校教育の使命を、子どもたちが安心・安全に過ごすことのできる居場所をつくること、子どもたちが自己実現を達成するための確かな学力の定着・向上を図ることと捉え、その手段の1つとして、小中一貫教育を推進します。

小学校と中学校の9年間の学びをつなげる小中一貫教育には、次のような教育効果が期待できます。

- ①子どもたちが小学校から中学校へ進学する際、新しい環境での学習や生活に不適應を起こす、いわゆる「中1ギャップ」への効果的な対応ができます。
- ②子どもの身体的発達の早期化が指摘されており、小学校高学年に対する指導体制を見直すことで、中学校段階への接続を円滑にすることができます。
- ③義務教育9年間を通して「板橋区授業スタンダード」に基づいた授業を行うことで、「知識・技能の習得」「思考力・判断力・表現力等の育成」「学びへの関心を高める」といった、確かな学力の定着・向上につながられます。また、新学習指導要領で示された「主体的・対話的で深い学び」の学習を展開することで、子どもたちの小・中学校の授業の進め方への違和感を少なくし、「学びの連続性」を確保することもできます。

板橋区では、「学びのエリア」を核とした小中一貫教育を、令和2年度よりスタートします。「学びのエリア」とは、22の中学校区ごとに分けた、区立幼・小・中学校のグループのことです。

1	板橋一中・板橋二小・板橋六小・板橋七小	12	中台中・中台小・若木小
2	板橋二中・板橋五小・板橋十小	13	上板橋一中・常盤台小・弥生小・上板橋小
3	板橋三中・板橋一小・板橋八小・中根橋小	14	上板橋二中・上板橋二小・大谷口小・向原小
4	板橋五中・板橋四小・天津わかしお学校	15	上板橋三中・前野小・上板橋四小
5	加賀中・金沢小・加賀小	16	桜川中・桜川小
6	志村一中・志村一小・志村三小・富士見台小	17	赤塚一中・北野小・徳丸小
7	志村二中・志村二小・志村四小	18	赤塚二中・成増ヶ丘小・成増小
8	志村三中・志村六小・蓮根小・蓮根二小	19	赤塚三中・赤塚小・下赤塚小・赤塚新町小 紅梅小
9	志村四中・北前野小・緑小・志村小 志村坂下小	20	高島一中・新河岸幼稚園・高島一小・新河岸小
10	志村五中・舟渡小	21	高島二中・高島幼稚園・高島二小
11	西台中・志村五小・高島六小	22	高島三中・三園小・高島三小・高島五小

※天津わかしお学校については、可能な範囲で取組を進めてまいります。

板橋区として考える小中一貫教育の6つのポイント

1	めざす子ども像・その実現に向けての基本方針の設定
2	教育課程・指導体制の工夫・改善
3	学びのエリアにおける組織づくり
4	学びのエリアにおける教員の交流
5	学びのエリアにおける児童・生徒の交流
6	保護者・地域との連携（板橋区コミュニティ・スクール）



板橋区立学校 小中一貫教育の取組

小中一貫教育の6つのポイントを実施するために、各学びのエリアや学校で様々な取組を行っていきます。ここでは、主要な10の取組を紹介します。

☆が付いている取組については、令和2年度4月より全小・中学校でスタートします。
☆が付いていない取組については、学びのエリアや学校の状況を見ながら、令和4年度までに順次進めていきます。

☆取組1 学びのエリアの子ども像・基本方針の設定 <ポイント1>

- 「学びのエリア」ごとに9年間を通してめざす子ども像を設定します。
- 「学びのエリア」ごとにめざす子ども像を実現するための基本方針を設定します。

☆取組2 小中一貫教育カリキュラムに基づいた授業の実施

<ポイント2>

小中一貫教育カリキュラム

- 各教科等の9年間の年間指導計画（単元配列表）に基づき、教科等横断的な指導や学びの系統性・連続性を意識した指導を実践します。
- 板橋区独自の「板橋のiカリキュラム」（読み解く力の育成・環境教育・キャリア教育・郷土愛の育成）に基づく授業を行います。
- 板橋区授業スタンダードに基づいた授業を行います。

☆取組3 学びのエリアにおける児童・生徒の交流 <ポイント5>

- 小学生が中学校に行き、部活動体験をしたり、中学生が小学校に行き、挨拶運動を一緒に行ったりするなど、児童・生徒の交流活動を行います。
- 学びのエリアの仲間であることを意識できるような取組を、エリアの学校の実態に応じて行います。



☆取組4 学びのエリアにおける教職員の交流 <ポイント4>

- 年間3回以上の学びのエリア研修を開催します（板橋区立幼稚園も参加します）。
- 「学びのエリア」での研究校を指定します。

☆取組5 中学校での学年呼称変更 (エリアの7・8・9年生)

<ポイント3>

- 義務教育9年間のつながりを、子どもたちも先生方も意識できるように、中学校での呼称をエリアの7年生・8年生・9年生とします。



☆取組6 小学校高学年での一部教科担任制 <ポイント2>

- 小学校の高学年で、教科によって担任の先生ではない他の先生に授業を教えてもらう取組です。
- どの教科が教科担任制になるのかは、学校の実態に合わせて決まります。教科担任制である中学校との連続性ができるとともに、より多くの先生が子どもとかわることができ、また、同じ授業を複数の学級で担当することから、先生の指導力の向上や、質の高い授業を行うことができます。



☆取組7 学びのエリアの組織づくり <ポイント3>

- 「学びのエリア」の校長を統括する「エリア長」を決めます。
- 小中一貫教育コーディネーターを決めます。



☆取組8 特別支援教育の充実

- 児童の特性や小学校での支援・指導の内容について、進学する中学校と情報を共有していくことで、切れ目のない、継続性のある指導・支援を行っていきます。

取組9 小・中学校相互の乗り入れ指導 <ポイント2・4>

- 中学校の先生が小学校で、教科等の授業を行ったり、小学校の先生が中学校での授業の支援に入ったりする取組です。
- この取組で、中学校の先生が小学校の授業にかかわることで、子どもたちの中学校への進学に対する不安が解消されることが期待できます。補習教室等でも、学びのエリアの先生方が乗り入れをして、子どもたちを支援することもあります。

取組10 保護者・地域との連携 <ポイント6>

- 「学びのエリア」におけるめざす子ども像や基本方針等を、保護者会やコミュニティ・スクール委員会で話題として取り上げます。
- 学校だよりや学校ホームページなどで、「学びのエリア」の取組を分かりやすく保護者や地域の皆様にお伝えします。



小中一貫教育 Q & A

Q1 : 中学校での学年呼称を変更して、混乱しませんか？

➡ 「学びのエリア」内での呼称になります。教室表示、学校・学年便りなどは、7・8・9年生と表示します。保健関係や対外的な受験書類などは、これまでどおり1・2・3年生です。

Q2 : 小学校高学年の一部教科担任制を行うメリットは何ですか？

➡ 先生の専門性が生かしく、工夫・改善された授業が受けられます。一人の子どもに複数の先生が関わることによって、子どものよさをより多面的に見ることができます。また、中学校の教科担任制へもスムーズに移行できます。

Q3 : 小学校と中学校が離れていますが、乗り入れ指導はできるのですか？

➡ 小学校と中学校が離れている「学びのエリア」については移動時間等も配慮し、取組を推進していきます。それぞれの先生が持っている教員免許や学校の実態に合わせて、無理のないところからスタートします。

Q4 : 「学びのエリア」が異なる中学校に進学すると、学習面で困りませんか？

➡ 「学びのエリア」では、それぞれ特色のある教育を行っていますが、基本的な学習は、学習指導要領に基づいた「小中一貫教育カリキュラム」で学習指導が行われます。異なるエリアから進学しても、学習面で困ることはありません。

Q5 : 「学びのエリア」内の先生方は、どのように連携していくのですか？

➡ 「学びのエリア」で、年間3回以上研修会を実施します。研修会を通して、子どもの学びの姿を共有したり、学びのエリアにおける課題の解決を図ったりしていきます。



Q6 : コミュニティ・スクール委員会は「学びのエリア」で合同開催するのですか？

➡ 学びのエリア全体に関わることについて熟議する場合には、合同開催を行うこともできます。原則は、学校ごとに実施をしますが、委員が重複している場合などは、合同開催をすることで、委員の方の負担軽減になります。